

福島県立美術館運営協議会委員公募のお知らせ

福島県立美術館では美術館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、附属機関「福島県立美術館運営協議会」を設置しておりますが、現委員の任期が令和8年12月31日で満了となるため、広く県民の声を反映するため当該委員について下記のとおり公募します。

記

- 1 募集定員 1名
- 2 任 期 2年間（令和9年1月1日から令和10年12月31日まで）
- 3 報酬・旅費 協議会に出席した場合は、福島県が定める報酬額（1日9,200円）
及び福島県旅費条例に定める旅費額をお支払いいたします。
- 4 募集期間 令和8年9月25日（金）～10月21日（水）
- 5 応募資格等
別紙「福島県立美術館運営協議会委員公募要領」のとおりです。